

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の方法の認可申請に関する面談（6-2）

2. 日時

令和2年10月1日（木）13時10分～14時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

長谷川安全規制管理官、小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊専門職、池永技術参与、上原技術参与、吉村技術参与

三菱原子燃料株式会社

富永取締役執行役員、他2名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配布資料

資料1：設工認申請書の品質向上のための取り組みについて

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、原子力規制庁ナガイです。それではただいまから、三菱原子燃料の第6次設工認の面談を実施します。今日はですね、令和2年8月3日付で申請がありました第6次設工認申請について、
0:00:20	9月7日に実施した前回の審査会合での指摘を踏まえて、主に前回の面談ですね9月24日の面談。
0:00:30	資料の追加修正、その他決め方についてですね、事実確認を行います。最初に事業者の方から今回のこのチェック機構がね、申請書の不備、
0:00:46	の原因とそれに対する対応策について、実施していますので、まず最初に簡潔にですね、どんな何が問題で、どういう対策をとったのかというところを、
0:01:03	簡潔に御説明説明をしてください。
0:01:11	三菱原子燃料のテラヤマです。業務資料に従いまして、道の駅年度トミナガでございますでしょうか。
0:01:23	聞こえます。
0:01:26	これまでの状況をご説明させていただきます。
0:01:32	これまでの審査を通じてですね、規制庁殿より多くのコメントを受けております。
0:01:40	その都度、コメント等に対応してですね、申請書の修正ということに注力しております。
0:01:47	コメント等はあくまでも事例であってですね、コメントしている技術というものは法令に基づき設計工事に
0:01:55	設計工事申請書に必要な情報を必要な箇所に記載できないため、我々の認識が欲しいと。
0:02:03	もう取りました。
0:02:05	具体的には設計工認の認可基準である、事業許可に適合していること。
0:02:11	設工認の技術基準適用していることを示すために、申請対象範囲を明確にし、
0:02:18	それらの位置、構造強度、材料に、
0:02:23	ですが、あと機能性能について、本文に記載して、
0:02:28	本文に記載した内容が添付書類で、事業許可との整合性。
0:02:33	設工認の技術基準への適合性を説明するものであることを、
0:02:38	設計工事認可申請書に十分に反映できてなかった。
0:02:41	規制庁のナガイですが、はい。簡潔にですね、3分程度で説明をお願いします。資料を使う、資料は特に必要ありません。
0:03:00	はい、お願いします。

0:03:03	対策としましてはですね、
0:03:07	これまで上受けたコメントの水平展開を確実に図るとともに、さっき述べた申請書としてあるべき姿になっていることを一つ一つ丁寧にチェックし、
0:03:18	適切な編成長作り上げると、
0:03:20	ということで今取り組んでおります。
0:03:23	このために必要な手順を明確にしてですね、設計工事の設計工事認可対象者の検査での共通理解を深めること。
0:03:32	このためにですね、改善を図るということで、情報共有会議を開催して、
0:03:37	設工認関係者がですね、同じ土俵で同じような
0:03:43	考えを持ってですね、きっちり書き込めるようにいう設工認情報共有会議を開催。
0:03:50	この中では設けたコメントに対してもその通りですね、そういう観点で展開を図るべきだというようなところも含めまして、明確にしているためにこの情報共有会議で改善ということで考えております。
0:04:05	さらに、そのシステムが機能し改善の仕組みが実行されていることを確認というものを設けまして、そこで確認した上でですね、
0:04:15	吟味した設工認申請書、
0:04:19	というふうに考えております。
0:04:22	以上でございます。
0:04:25	はい、原子力規制庁ナガイです。説明ありがとうございました。
0:04:38	規制庁小澤です。
0:04:41	資料の方はもうこちらの方確認してございますので、それを踏まえた上で、いわゆる質問というか確認したい事項を、
0:04:54	こちらからお伝えするので、お答えいただくという形式にしたいと思います。
0:05:00	よろしいでしょうか。
0:05:04	MNF テラヤマです。承知いたしました。
0:05:09	規制庁小澤です。
0:05:12	まず、今回原因分析していただいてですね、
0:05:18	不備のその原因分析を行った結果、これ見るとですね、要因としては二つ、大きくは二つに分類しているのではないかというふうに
0:05:33	認識しておりますけれども、その認識で誤りないでしょうか。
0:05:41	MMRその通りでございます。
0:05:44	そうするとですね、あっていいですか。まず1点目なんですけれども、1点目は単純な記載ミスであったりとか、

0:06:01	設備の名称誤りであったりという単純なミスってところが挙げられてると思います。今まで、
0:06:11	こういうものを発生しないためにですね、どのような体制でチェックされていたのかっていうのをまずご説明いただけますでしょうか。簡潔で結構です。
0:06:29	MNF のテラヤマです。まず作成者は、申請書を作成しますけれども、その過程でもって、誤りがないかは当然ながらチェックいたします。次は、担当者以外のものがですね一応内容でチェックするということになっております。
0:06:47	あわせて最後にですね、その第三者の目でチェックする確認することとしておりました。簡潔ですけど、以上となります。
0:07:02	規制庁小澤です。そうすると作成者、チェック者で最終段階 3 回の確認のチェックが入ると思うんですけども、どうしてこのような状況が発生してしまっているんでしょうか。
0:07:27	MNF のテラヤマです。
0:07:30	やはり一番最初ですね、作成者がですねやっぱり十分チェックできなかったというところで、思い込みがあったというところで、次のレビューしたのもですねそのところを十分間違ってるというところに気づかなかったというふうに考えられます。
0:07:49	管理官のハセガワですけども、
0:07:52	これが直すためにちゃんとやらないといけないんだけど、だから 3 回さぼったということで、
0:08:05	MNF 回答願います。
0:08:18	トミナガでございます。今の件ですけども、まずファイルの差し替えがちょっとございまして、これに関しましては、
0:08:29	修正、最終的な修正のところですね、実は合本してる中間点検をしています。
0:08:37	それも元で修正して再度確認した上で、最後合本するんですけども、その合本の段階でちょっと間違えてしまったというのが例えば、要因になっております。
0:08:51	規制庁の長谷川ですけども、今の説明もそうなんですけど、我々知りたいのは、多分こういうのっていうのは、いくつかパターンの分類できて、そもそもシステムが、
0:09:06	作成するためのいろんなチェックだとか作成そのものシステムがあって、そのシステムが悪かったのかという問題と、人がさぼった、さぼったっていうのは、チェックとかはしてるんでしょうね、実際書類に目を通してるけど、結局その質が悪いということですよ、僕が言うさぼったっていうのは、
0:09:28	だから、
0:09:31	例えば 1 日でも 2 日でもずっと見ても、結局結果出せないチェックの結果を出せないっていうことは、もう無意味で仕事しちゃってるから、本当に質の高い

	仕事をしないといけないという意味でのさぼってるっていう言い方をしていますと、これ人の問題。
0:09:47	それから次に、こいつは結構難しいんだけど、そもそも力量がない者がやってしまうと、どうしても全体の質が落ちるっていう問題があるんだらうと、多分こういうこの三つが
0:10:05	今回いろんなところで多分パターンとして入ってるんじゃないかなと思ってんですけど、どうとらえています。
0:10:18	トミナガでございます。今の件ですね、前回の審査会合でご指摘あった通りですね、確かに力量の面があるというふうに考えておりました、そういった意味でも専門家チームとして、
0:10:36	集めたものでですね、同じものを同じような認識で見てみたときにどういった関係が抜けてるかというようなチェックを今回実施するような方向で考えております。
0:10:49	ハセガワですけど僕三つ言ったんだけれども、
0:10:54	1個だけってこと。
0:10:58	三つって残りの二つは問題がなかった。
0:11:03	今お話したのが力量の関係。
0:11:09	先ほど人の問題が出まして、ちょっと聞き漏らしたんですが、
0:11:16	人の問題と言ってるのは、例えばチェックとか、皆さん多分してるんですよ。何時間もかけて、モノのチェックをしている要するに読んだりはしているんでしょうと、ただしこの質が悪いっていうこと。
0:11:33	それは力量の問題は入ってるかもしれないけど、そもそも探そうとか、その丁寧さ、多分これはね丁寧にやるかやらないか決まるんですよ、斜め読みみたいだとしてると多分見つからないし、いろんなところに気を配りながら、
0:11:50	見ないといけない、そういう質の問題っていうのはあったのかなかったのか。
0:11:56	そういうことで、それを僕がさっきサボったという言い方をしたんだけれども、
0:12:02	どうです。
0:12:07	トミナガでございます。今の点ですけども、
0:12:14	確かに物量も多いこともあって、人がきっちりチェックしてはくれているんですけども、ちょっと見逃しがあったことは、
0:12:22	あるのかなというふうに考えております。
0:12:25	でもその見逃してるのが、我々が5分か10分調べただけで、見つかるようなものをそれを見逃しというんですか。
0:12:37	こういうところに手を入れてもらいたいんですよ。
0:12:44	上っ面だけじゃなくて、

0:12:47	そこに今回我々は三菱さんが手を入れたのかどうかという確認をしたい。
0:12:55	上っ面だけだったら誰でもできるんですよ。3日ぐらいでこんな話できちゃう。
0:13:01	でも1ヶ月かけたんでしょう。
0:13:06	ここを三菱原子燃料のヤマカワでございます。ただいまご指摘いただいた点は最もございまして、
0:13:14	我々チェックするつもりになってましたけれども、出した結果が、それを伴っていないということで、ただいまご指摘いただいた点ですね、踏まえまして、先ほどトミナガの方からも言いましたけれども、
0:13:29	きちんと一つ一つ丁寧にチェックするという観点で、専門家のチームを形成しまして、
0:13:37	申請書の頭から、
0:13:40	順番にきちんと読み込んでくという、
0:13:43	作業を今現在取りかかっている最中でございます。
0:13:47	その結果ですねやはり幾つも
0:13:52	記載が不足してるとかですね。
0:13:57	本文には書いてなくて添付に書いてあるとか、読んでいくと、どっかで行き詰まってしまって最終の結論にたどり着かない。
0:14:06	いうところもチェックしてございます。それと加えて、かなりやっぱり不足していたなということを反省しまして、今、再度専門家チームによるチェックを開始しているところでございます。
0:14:18	それともう一ついわゆる単純誤記に関わる場所ですね。
0:14:22	これについても従来やったつもりではいたんですけども、改めまして、すべての申請書内の整合性を図る。
0:14:31	いう観点で、ちょっとマトリックスを組みまして一つ一つ今潰しにかかっているところでございます。
0:14:41	規制庁の長谷川ですけど大体話はわかって、これをね、
0:14:49	皆さんだけでなく、我々
0:14:52	がそういうことなんですよ。
0:14:55	まず作った人間が手を抜くというわけじゃないんだけど、粗々で作りながらやっ ていくんだけどその中の当然誤記とかそういうものがあるし、いろんなことが 見つかっていて、そういうものがあるという前提でみんなが丁寧に、
0:15:13	見るとそれを何十回も繰り返し、審査書なんかもそうやってでき上がってる。 それでも誤記とかそういうのはできないんだけどそこに最善が尽くされたかど うかというところを誰かがちゃんと確認し、

0:15:30	これ確認っていうのは最後の確認じゃなくて、常日頃確認するということだと思うんですよ。
0:15:36	だから、やってることが毎日なり、1時間、ちゃんとやってるかどうかっていう真摯にちゃんと取り組んでるかどうかという確認っていうのは、これまでできてきました。
0:15:54	三菱原子燃料のヤマカワでございます。ただいまご指摘いただいた点ですけれども、我々としても日々、作成者と関係者を集めて、個別に会議は開催してございました。
0:16:10	ただし、全員が一堂に集まってですね、全体の調整を図るとか、一つの課題において、共通認識を持てるような会議体を持っているところには至っていなかったというところは反省してございます。それを踏まえまして、
0:16:26	今後、関係者一同を集めまして、設工認の情報共有会議というところで、共通認識を持って、一つの課題に対してみんな同じ認識で取り組める。
0:16:40	いうところは共通認識を図っていきたいというふうに考えてございます。これは基本毎日行う。
0:16:46	ということで個別の大きな課題については専門チームでやったりしますけれども、
0:16:51	全体で共通認識かを図って参りたいと、やっぱりちょっとそこ不足しているという認識でございます。
0:16:58	規制庁長谷川ですけど、僕らの会議、会議体でやれとかっていう、別に言わなくて、個人個人がちゃんとやってるか、
0:17:08	というところに多分尽きてるかと思うんですよ。その個人個人がやる上で必要な情報なりが共有されてればいいので、多分会議やったって直らないんですよ。
0:17:24	みんなで会議やってわっと集まっても、本気で参画してなければあんまり意味がない。
0:17:32	むしろ個人個人がしっかりやってるのをちゃんと確認してるんですかっていう。
0:17:40	そこはチェックはしないと、これはみんなそうやってやってるんですよ。
0:17:44	一人一人が真剣にやった上で、それをちゃんと用いて情報共有がされるというそういうことがないために、会議に参画しても座ってるだけの人間がほとんどになっちゃいます。
0:18:10	三菱原子燃料ヤマカワでございます。ご指摘ご最もかと思えますという点が不足してた。
0:18:18	ということで、日々の作業を通じてですね、
0:18:21	一人一人がきちんと取り組んでいるかというところのチェックを含めまして、今後取り組んで参りたいと思えます。

0:18:30	それとその点は大体わかります。先ほど来なんか回会議対応なんかちゃんとするとか言ってるけど、なんで書いて何が悪かった。それシステムの問題ですから、残りのシステムがあって、
0:18:47	そのシステムの中で何がまずくて、その会議体を作ることによってそれが解決できるんだと。
0:18:57	いうんであればちょっとこういう説明をお願いします。
0:19:01	三菱原子燃料の山川でございます。
0:19:04	今回の申請書を通じまして、いろいろ
0:19:11	不適合がございましたけれども、
0:19:13	全体を眺めてみますと、やはり作者が、
0:19:18	工程ごとに分かれてる。
0:19:21	工程ごとに見た場合、やはりちょっと記載の書き方にばらつきがあったり、ある工程はきちんと書いてるけど、ここでの担当者は特に記載が抜けちゃってるとかね。
0:19:32	どうしてもちょっとまだレベルアップがきちんとできてなかったのかな。
0:19:36	共通の認識に立って、作りこみ、
0:19:40	それに続くチェックっていうところが不足してたというふうに認識がございます。そういうところの、要は人の力量に関わる場所、
0:19:50	極力減らすと。
0:19:52	いう観点で、享有会議という会議体を設けて、全体のレベルを上げていきたいというふうに考えてございます。
0:20:02	会議体の意味はわかります。
0:20:10	会議体がまず今話が出て会議体の話というところですけども、これ大きく分けて二つの分類の二つ目のところに関係してきていると。
0:20:26	私は考えてませんで、まず最初に、今回も5次、6次申請になっていて、今まで
0:20:35	本文記載事項、添付記載事項と不整合があったりというようなところというのは、当初から言われていて、事業者が分類したところでも数が一番多くなっていますが、
0:20:47	そこのところをきちんと水平展開まずできていないっていうのは、事業者の報告書にも書いてありますけれども、どのようにやられていたかっていうか、おそらくほとんどやられてなかった状況なのかと思っておりますけれども、それをまず情報、



0:21:04	協議会議ですか、そのところで、作成者、担当者レベルまで参加をして、とにかく申請書を作成する者全員一体となって、同じ、同じ認識のもとにまず作業を進めていきましょうと。
0:21:21	いうところのスタートラインに立つための、まず共有会議かなというふうに認識していますけれども、そういう理解でよろしいですか。
0:21:34	MNF ヤマカワでございます。その通りでございます。
0:21:42	そこは理解しました。そうすると、まずそこでスタートライン皆さん共有してですね、同じ認識のもとですね、設工認の申請書を作り上げていくってところだと思わんですけれども。
0:21:59	やはり先ほど話した通り、個人の力量が、ばらつきはそんなにすぐに解決するものではないというふうに私も思っていますので、そのところを補うために、何をそちらの他の方法で手当しているのかっていう体制としてですね、
0:22:18	個人の力量をすぐに上げられないとすると組織で対応するしかないと思いますので、
0:22:23	そのところは、先ほど言われていた、専門家点検チームですかというところが、全体を包含して、ばらつきのないようにですね、また記載事項が適切かというところを、
0:22:39	見るということよろしいんですか。
0:22:45	MNFヤマカワでございます。その通りでございます。専門家チームっていうところで、力量のあるものがきちんと見て、専門チームを
0:22:57	設備がわかっているものをプロセスがわかっているもの、それとその許認可担当として何をどこに記載すべきかというところ。
0:23:06	がわかっている人間が決定その一つのチームで1コ1コ見ていくということで、
0:23:14	確実なチェックをかけていきたいというふうに考えてございます。
0:23:19	そうするとですね、専門家チームの力量というものが非常に重要になってくると。
0:23:26	思うんですけれども、その任命するときにですね、きちんとその力量の把握というものができているのかと。
0:23:37	そうで誰がですね、最終的にはその任命したのかというようなところについて、簡潔にお話いただけますか。
0:23:52	三菱原子燃料のヤマカワでございます。
0:23:58	PowerPointのところの14ページ目にの体制で書いてございますけれども、
0:24:09	専門家チームっていうのは、この体制図の左下のところに書いてございますけれども、
0:24:16	許認可資料の取りまとめが安全法務課という部署で行ってございます。

0:24:23	で、その下に専門家系の設置して、申請書の中身のチェックを行う。
0:24:29	いうことにさせていただきます。
0:24:31	で、任命は、安全法務課長の責務において、任命していく。先ほど申し上げましたけれども、プロセスに、
0:24:43	当該プロセスに今十分知識があるものを、
0:24:47	それと、そこに設置している機器の担当者、
0:24:52	さらに許認可経験がある力量を入れ込む。
0:24:57	いう判断のもと、そこで力量を判断しまして、チーム編成してるというところでございます。
0:25:11	規制庁小澤です。
0:25:13	今の点なんですけど、体制図見ると、総点検チームっていうのが別途あって、
0:25:20	その方が今までそういうことをやられていた。
0:25:24	という理解をすればよろしいですか。今までもそういうことをやられて、全くやられていなかったということなんでしょうか。
0:25:35	三菱原子燃料のヤマカワでございます。で、従来は今ご指摘いただいたこの総点検チーム、
0:25:43	いうところで、その申請書全体をチェックかけてたんですけれども、やはり一歩踏み込んで、
0:25:51	きちんと見るというところにやはり欠けてたのかなという反省を踏まえまして、専門家というものを設置したというところでございます。
0:25:59	一方、現状でも総点検チームっていうのは残してございます。
0:26:04	このチームは何をやるかっていうと、
0:26:06	一コーコ潰しにかかるというところもあるんですが、先ほどちょっと単純誤記とかで名称が違うと。
0:26:15	というような図書間での不整合が生じているところもございます。
0:26:19	これを続けるためにマトリックスを組んで、形式的にきちんとチェックしていく。
0:26:25	いうところですね、そこを今見合わせるということで考えてございます。
0:26:33	そうするとあれですかね今、今までの点と、今回専門家チームっていうのができた点の差分というのは、やはり何ですか、我々法令要求というか、技術基準の要求に対して何を規制すべきだとなのかっていうところですね。
0:26:52	設備の認識だとか、今までの経験を踏まえてそのところがわかっている者が適切に総点検チームのところとかそういう観点で、あまり見てなかった。
0:27:05	っていう。
0:27:06	ところに尽きるんですか。
0:27:14	MNF のヤマカワでございます。ご指摘の通りかと

0:27:20	思います。
0:27:26	もっと規制庁がですね。わかりました。そうすると大きな要因の二つ目であったら、本文記載事項、何を記載すべきかっていうようなところについては、新たに立ち上げたチームで今後は見ていくと。
0:27:44	いうようなところと理解しました。
0:27:47	それですね。
0:27:51	その他にですね、今そちらでも記載の不備というものを確認しているっていうようなところだとおっしゃってましたけれども、前回審査会合で確認させていただいたのは1例でございますので、
0:28:08	このですね対策、
0:28:11	見ていてですね、こちらで確認されてる、ちょっと記載の不備ですね、どういう対応の対策で対応がなされるのかっていうのをちょっと確認したいと思うんですけども。
0:28:26	まずはですね。
0:28:28	本文記載事項の中にもですね、不整合というものが発生してると思います。今回の
0:28:37	申請においてもですね、仕様書に書かれている仕様とですね、図面に書かれている仕様が不一致してですね、実際こういうことが起きると使用前検査でどれを見ればいいんだっていう話になってきますけれども、
0:28:53	使用前確認ですか。そのこのところというのは、今回の資料見るともともと本文内のチェックっていうのは十分になされていたっていうような報告になっているような気がするんですけども、こういうものを
0:29:11	どのように改善されていくんでしょうか。
0:29:20	MNF のヤマカワでございます。
0:29:24	ただいまご指摘いただいた点、我々も反省してございまして、パワーポイントの資料で10ページ目のところに、
0:29:33	仕様表添付図適合説明書トライアングルでもちまして、
0:29:39	点線の部分が不足してましたよと、いう記載になってるんですけども、
0:29:45	実際にこの実線で書かれた部分についても、
0:29:49	ご指摘いただいている通りに、9表添付でちょっと関わる
0:29:55	というところは私ども今チェックをして認識してるところでございます。
0:30:01	それについては、総点検チームで形式的なところも追っかけますけれども、
0:30:08	新たに設置した専門家チームですね。
0:30:12	これで今回、
0:30:14	もうすでにチェックに入ってるんですけども、

0:30:17	中央表から一つ一つこう追っかけてるぞっていう表に書いてるのは図面に書かれてますか。
0:30:24	そこについては合ってますか。
0:30:27	いうことを順番に追っていくとやはり、いくつか我々も今すでに
0:30:32	不適切なところがあるところを、
0:30:36	発見してますので、この中できちんと潰し込んでいきたいというふうに考えてございます。
0:30:46	規制庁がですね、対策のフローの中でですね、対応ができるという回答だったと思いますので、ちょっと次の確認をしていかせていただきたいと思いますが、 けれども、今回の申請で、
0:31:04	6次申請ですけれども、外部火災の評価案のところ、評価内容が変わったところというのがあると思います。実際には外部火災爆発の評価で燃料車の輸送ルートが変わったってところだと思うんですけど。
0:31:21	そのところって事業者も認識してですね、評価のところの変更点というところに記載されてですね、確認されてるっていうのは認識しています。ただこのところで評価を踏まえたところも当然ながら、
0:31:36	先行した設工認に対してですね、もう評価終わってしまっているところがございますので、今回の内容見るとそれが結果としては影響ないものという認識はしているものの、そのところの観点がですね、きちんと確認される。
0:31:54	体制になってるんでしょうか。
0:31:59	現状記載はないですね。はいMNFヤマカワでございます。ただいまご指摘いただいた点ですけれども、
0:32:09	いわゆる我々設工認を分割申請してると。
0:32:14	いうところで、
0:32:15	審査書の方にも
0:32:20	期待されてるということは認識してございまして、審査のポイントは、許可と整合していること、それと技術基準に適合していること、三つ目に変更の設工認と設計上の不整合が生じてないか。
0:32:36	いうところを我々もポイントとしてチェックをかけてございます。で、今ご指摘いただいた火災評価におきまして、タンクローリーのルートが外側にずれてるというところは認識してございまして、従来は許可と同じルートを通ってた。
0:32:56	いうところで記載してたんですけども、今回の6次の設工認でさらに迂回するルートを選定したというところで、許可との違いということで、相違点リストに載せておったんですけども、

0:33:11	ただいま言った三つ目のポイントですね、先行審査との設計上の整合がとれてないかというところのやはり記載が抜けてたというふうに我々も認識してございまして、そこはきちんと書き込んでいきたいというふうに考えてございます。
0:33:28	規制庁小澤ですけれども、そうするとそのところもやはり専門家点検チームのところにもゆだねられるということによろしいんですか。
0:33:41	MNFヤマカワです。その通りでございます。
0:33:46	わかりました。続いて3つ目ですけれども、今回気排系が申請対象となっていて、
0:33:58	なっているんですけれども、御社だけじゃないですけれども、不適合でダクトの微小漏えいというのがたくさん発生していて、その恒久処置というのは、この新規規制性基準で取るべき必要があるものについては、新規性基準のその工事の中でやっていくというような整理であったと思うんですけれども。
0:34:17	今回の申請では、これは対象になっていないという理解でよろしいんですか。この点も記載が確認できていないという状況でございます。
0:34:32	MNFのヤマカワでございます。
0:34:36	ただいまご指摘いただいた点はですね、
0:34:40	規制対象にはなってございます。確かに前回の不適合を踏まえまして、我々としての新規制の中で所の中で対応しますとお約束してますので、そのところの記載がちょっと今、
0:34:54	抜けてたなということは反省してございます。
0:34:57	具体的にはダクトのところの
0:35:01	テープでシールするというので、
0:35:05	前回の不適合の報告書に記載してございますので、それについては設工認のほうにきちんと反映させたいというふうに考えてございます。
0:35:15	また、振り替えます他の不適合でも、
0:35:19	設工認の中で対応を図る、
0:35:23	と言ってる点がございまして、具体的には焼却炉の出口配管、
0:35:31	ここが腐食で
0:35:33	孔が開いた、
0:35:35	という事象も新規制の設工認の中で対応を図っていくということにしておりますので、
0:35:43	それについてもきちんと設計がこういう理由でここをこうしましたということは施工についてちょっと中に反映させていきたいというふうに考えてございます。

0:35:59	規制庁の小澤です。この点はちょっと今までのとは内容が違うコメントとしては違う内容になりますけれども、今まで検討されて、その不適合の中で原因分析をして、それに対する対策として
0:36:17	材料だとかです。そういうものも選定されているということでございますので、きちんと今までのその不適合の処理の状況を踏まえてですね、対策としてこういうものとなっているということが設工認の申請書できちんと読み取れるようにということでですね、こちらの点も、
0:36:35	記載漏れがないようにですね、
0:36:40	今後の対策の中でですね、実施していただければと考えてます。よろしいでしょうか。
0:36:50	MNFヤマカワでございます。ご指摘の点踏まえてですね、きちんとした申請書をお出しできるようにしたいと思います。
0:37:09	規制庁のハセガワですけれども、今大体話を聞いて、
0:37:18	ちょっと確認なんだけれども、結局この話っていうのは、多分作業レベルではですね、力量にばらつきがあったという。
0:37:34	そのばらつきがあることに対して、これまで何ら手を打ってこなかった。
0:37:43	ということが1点。ばらつきに対する今回の手当が、日々の情報をこの情報共有会議というものと、それから具体的な技術的な中身については、専門家の
0:38:01	点検チームによって、
0:38:03	その力量のばらつきを可能な限り解消していきましょうと。
0:38:09	いう、そういうことがまず1点そういうことですか。
0:38:17	MNFヤマカワでございます。その通りでございます。
0:38:21	それと次に、多分最後の作業員っていうのは、力量不足によってさっきとかいんな、何て言うのかな。姿勢が足りないみたいな話をちょっとしましたけれども、
0:38:38	要はチェックに対して甘かったんじゃないか。多分この作業員のところは、この力量が、具体的な技術的な力量というよりも、見るべき観点がよくわからなかったために、
0:38:54	見ても気づかないという、そういう枠組みかなというふうには思っているんですけど。
0:39:01	これ最後の方でやってる人たちそうそういう理解でいいですかね。
0:39:07	そこはあんまりサボったりはしてないという。

0:39:10	そういうそういうことですか。MNFヤマカワでございます。ご指摘の通りでございます。全く力量がないというわけではなくてですね、きちんと作れる技量は有してるんですけども、
0:39:25	ただいまご指摘いただいたようにですね、この観点がきちんと
0:39:31	各作成者に我々が共有できてなかった。
0:39:35	いうところで、バラツキが生じてしまったというふうに考えてございます。
0:39:41	ちょっと最初のとらえ方が違って僕は基本的には力量のある者から力量のない人間が混在してまず仕事をしていたと。これは専門家チームとかが解消していくって一方で、2番目に言った話っていうのは、
0:39:57	そもそも力量のあるなしにかかわらず、誤記とかそういうものはとかいろんなものがチェックできるはずなんだけど、そこにもしかして手を抜くっていう言い方がいいのか、真剣に探せば見つかるようなものが見つかっていないんだけども、
0:40:16	それをここにはあまり当てはまらないということでもいいかなと。
0:40:21	いやどうしてもね、誤記とかそういうのあるんですよ。
0:40:24	抜け落ちっていうのはあるんだけど、それを見つけようとするかどうかっていう、その真剣さみたいなのはもともとそこにはあったのかなかったのか。
0:40:43	MFのヤマカワでございます。
0:40:48	まるっきりなかったかっていうと、そんなことはございませんで、我々としてもきちんとやったつもりではいるんですけども、やはり見逃してしまった点がある。
0:40:57	例えば機器名称一つ
0:41:01	についてですけども、
0:41:03	同じような名称であればいいというような、
0:41:06	ところもあったのかなと。きちんと一字一句同じ名称でそろえる。
0:41:13	いう観点でのチェックが少し不足してたかなというふうなところも反省してございます。まさにそういうことがあれば、力量なんですよ、これも。
0:41:23	要するに書類を作成するために、設備名称は一緒になければならないで、他で作ったフレーズは一緒になければならないっていうのは、実は力量の範囲だと僕は思っていて、そういうことが、
0:41:39	同じでなければいけないとか、違っていたらいけないとかっていう、ということが、それをわかってるかわかってないと思う力量の内だと思ってるんですよ。だから、マルバツの判断がつかない、
0:41:55	でその人はマルだと思ってたからこれが思い込みとかっていう中になんか、ばくっと入っちゃうんだろうけど、そうそういう認識ですかね。

0:42:12	MNFヤマカワでございます。
0:42:16	なかなか難しい問題かとは思いますが、やはりそういうところの認識が不足してたっていうことは否めないのかなというふうに考えてございます。
0:42:26	いや、どうするんだろうというところでございますけれども、やはり機器名称って重要なものだ。
0:42:34	につきをきちんと皆さんに持たせるというところで教育し、
0:42:38	けれども、力量の底上げ。
0:42:42	これを徹底して参りたいというふうに考えてございます。
0:42:45	規制庁のハセガワです。すれすれでやってもらっていいんですけど、今回の話としては、要するに作業をしている人たちっていうのは、力量にやっぱりばらつきがあって、そういうことを知っている人と知らない人が混在していたということなんで、そういったことを解消するために、この共有会議体を
0:43:05	持って、チェックの視点はこういうことだよということも含めたり専門家の点検チームがそういうこと言ったりして、ここで補うという、そういうシステムに変えました。
0:43:19	だから、そういうことだったら僕はそれでいいと思ってるんだけど、そういうことで、
0:43:27	MNFヤマカワでございます。その通りでございます。共有会議で個々の人のレベルをきちんと上げてくる。でもそこでもやはり抜け落ちがありますから、それをきちんと専門家チームで、抜け落ちがないように抑えていく。
0:43:44	そういうふうに考えてございます。
0:43:46	はい、わかりました。それでまずだったら、まずそれを説明してくださいと。
0:43:52	いうその説明をまずすることで次、次の問題で、そこはまず第一段階はいいんだけど、次に第二段階なんだけれども、今回あまり考察がされてない気がするんだけど、そういうばらつきがあったことを知りながら、手当してこなかったのか。
0:44:12	どうかと。
0:44:14	これが多分、今までだと、総点検チームだとか、品質、
0:44:23	保証部かなんかがやることになってたのか。
0:44:27	ここはね、僕は正直言って、知ってたんだったらさぼったと思う。
0:44:48	MNF ヤマカワでございます。
0:44:56	これ多分マネジメントの問題かと思えます。
0:45:01	力量にばらつきがあると、そのまま放置してしまったと。
0:45:07	いうところは、
0:45:11	少なからずあるのかなと。



0:45:13	いうふうに考えてございます。トミナガなんですけども、今の件なんですけど、
0:45:21	報告書に記載してるんですけども、そのばらつきをなくすためにですね、こういうポイントでチェックしてくださいという話とかですね、そういったところは、その品証部の方でもですね、要領書に書き込んで、
0:45:37	チェックポイントを明確にはして、そういったものを教育してチェックをしている段階ではあるんですけども。
0:45:45	今おっしゃってるようにね
0:45:51	Pointのその教育のところが不足していたということと、やはりそれ以外にもまだ見るべきことがあったというところでは大きな抜けがあったんじゃないかということで、最初から気づいていたわけではなく、
0:46:04	そういうわけではなくてですね、そこらかえようとして、そういった対応をとってきたということでございます。
0:46:12	大体わかりましたじゃちょっと百歩ぐらい譲って、いろんな手当はして要領書とかそういうことをやっていた。
0:46:21	ていう要求はしていた。そのチェックしたのか。
0:46:28	ちゃんと要求通りにやってることはチェックしたのか。ここはさすがにざるだよね。
0:46:37	今の話しに行く前になんなんですけれども、まず要領書の反映をしようと試み
0:46:46	ていたというふうな報告書にはなっていないくて、そのところは手当がなかなかできていなくて、今後ですね、技術基準の適用範囲の適合させるために何の記載が必要なのかというものを書き込んでいこうというような報告書になってると思うんですけども。
0:47:05	ちょっとそここのところの説明は、齟齬があるんじゃないんでしょうか。
0:47:13	三菱原子燃料のヤマカワでございます。
0:47:16	ちょっと
0:47:18	面談の資料がよくなかったのかもしれないけれども、要領書の作り込みはこれまでも、
0:47:26	ちょっと行ってございます。
0:47:29	今回根本的なところで、我々の認識がちょっと甘かったというふうに、
0:47:36	法令要求からの繋がりでですね。
0:47:40	まず法令で何を要求してるんですか。
0:47:44	設工認の申請書にどういう記載が必要ですかというと、そういう上流から設工認申請書の各目次ですね、どういう展開がなされてるか
0:47:57	いうところにつきましては従前から、

0:48:00	要領書に盛り込んでございました。ただ、それが十分やっぱり行き渡ってなかったというところは反省してございます。
0:48:09	一方で先ほど来から出てますけれども、各作業者の力量の差を
0:48:17	解消するために、作成のポイントですとか、チェックのポイントというところを要領書に盛り込んできたんですけれども、そこに一部やっぱり不足してるところがあって、
0:48:30	ということで今回のいろいろな反省を踏まえまして、さらにそこにチェックのポイント等追加していきたいというふうに考えてございます。
0:48:39	それじゃだめて
0:48:43	今までだから、要領書とかにそういうことを書いてきたのに、何で高チェックしたんですかっていう。
0:48:50	この辺のところは、管理者用マネジメントだからやらせたんだったらチェックしたのかっていう。
0:48:57	いうところに、そのチェックを怠ってきたんじゃないかと。
0:49:02	そこはこういうところを素直にしてもらわないと直らなくて、さっきの作業員の力量不足っていうのはこれはもうね、一、二日で直すもんじゃないから、そこをどう補うかということで、ここはそれなりにケアをすればいいと思ってるんですけど。
0:49:19	多分課長以上になると、マネジメントの問題でが発生してくるので、適切にチェックしたかっていうところは常に我々担っつきまとうとってるんだと思うんですけど、結構素直に言ってもらったほうがいいと思います。
0:49:38	えっと、
0:49:39	今の件でございますけども、やはり抜けてる部分があるんじゃないかということでマネジメントだつて。そうではなくて、チェックをしてきたのか。これはもうマルバツ。
0:49:55	私も目で見てます。やられてる状況は見てます。
0:50:02	いや、マルなんですな、マニュアルでやらせてました。チェックもしてました。
0:50:17	でも中身できてませんでした。このチェックも力量がないってことになっちゃう。
0:50:23	してこなかったの方が簡単だった。
0:50:26	これからちゃんとやりますって言ったら終わったんだけど、チェックの力量はどうする。
0:50:34	チェックやられてるのは確認してます。新しい最終段階ですな、私の方でそれだけのチェックがきちりやられてるかということも含めて、
0:50:44	確認が足りなかったかなということで今回できた品質確認委員会というところで確認をしていこうかなというふうに考えております。そうじゃないんですよ、こ

	んな委員会作ったって、幾ら委員会作ったってメンバー数だったら変わらなくて、要するにそのメンバーが、
0:51:02	作った人間がマニュアルを作った人間が実際マニュアル通りにやられていて、自分たちの思惑通り、品物がちゃんと出てきているのかというそういうチェックのことを言って作った人間がちゃんとできてるかどうか。
0:51:18	作業員のことも言ってない。
0:51:25	だから、
0:51:28	そこは多分これはね、課長部長レベルの人たちが何かね、作ったんでしょう。
0:51:34	それをこれでやってねって言って、
0:51:39	本当はそこでそれでやらせたらできるはずのものが、すごいいろんなミスが発生していたと、それが力量不足なんだなというところで気づけばどんどんここがCheckとActionPointの重要な点だったんですよ。
0:51:57	それがね、この第5次申請、6次申請まで来ちゃったってことなんじゃないですか。
0:52:06	だからメスを入れるべきところはここなんだと僕は思ってるんだけど。
0:52:16	多分それはね今みんなとそちら側にいる人たちが安静すべき点なのかもしれないんだけど、
0:52:27	この変数は担ってもらわないと延々と続いちゃう。
0:52:39	三菱原子燃料のヤマカワでございます。ご指摘の通りだと思います。
0:52:44	要領書を設定してるのは、安全法務課で要領書に出てる事例に基づいて、
0:52:52	設備技術課のほうで申請書の中身を作り上げて、
0:52:57	言った通りに要領通りにできてるか。
0:53:01	できてれば多分こういうことにはならなかった、そういうところのチェックがやはり不足してたと
0:53:07	いうことはやっぱり、真摯に反省したいと思います。
0:53:10	その反省するところの手当はどうなってるの、今回は。
0:53:25	三菱原子燃料のヤマカワでございます。で、要は何を書くべきかというところのポイント、これを要領書に盛り込みがあって、
0:53:33	先ほど来出てますけども、専門家のチーム、
0:53:39	この中に許認可担当ということで、要領書をつくった側の人間も入れ込んで、
0:53:48	我々の要求通りのものができてるか。
0:53:52	いうところはチェックして参りたいというふうに考えてございます。
0:53:59	ちょっと順番がおかしくて、
0:54:02	PDCAのにまず載せてね、考えたときに、最初にPの部分で要領書をつくりました。

0:54:12	て言って、とりあえず実施させました。
0:54:16	チェックしましたかって聞いたら、チェックがちゃんとしてなかったかもしれない。
0:54:25	なぜかっていうと、要するに要領書通りにものができてなかった。
0:54:30	ていうことが露呈してしまった以上、そこでチェックが、チェック機能がうまく働いてなかった。ここには様々な理由があってやってるやっているとって、結局見るべき観点がちゃんと見てなかったりやったりした
0:54:48	人もいるかもしれないし、いろんなパターンあると。
0:54:52	で、ここをどう手当するんですかっていうのが僕の質問なんだけど、皆さんはその次のアクションの話しちゃってるんでね。
0:55:02	Actionは当然そうだよ。おかしければ要領書を見直したり、要領書のグレードをもっと下げるって言った方がいいのかな。力量に応じたグレードにもっと細かいとこまでみんな書き込んでいとかいろんなアクションがあると思うんですけど。
0:55:19	チェックがかからないとアクションがないと。
0:55:23	そのチェックするのは専門家チームだと。
0:55:28	専門家チームが今度要領書を作るってことね。
0:55:34	それぞれにでも品証部隊は
0:55:37	信じらんないから、専門家チームに合わせるっていうんだったらそれは一つのアクションになったけど、アクションとしては専門家チームにやらせるっていうこと。
0:55:49	今の説明だとそう聞こえたんだけど、
0:55:58	三菱原子燃料ヤマカワでございます。今ご指摘いただいたのは、チェックすると
0:56:07	かしてないとか、その結果が妥当であるかのチェックをちゃんとやってるのかと、そういうご指摘なんでしょうか。
0:56:18	すごい単純で、マニュアル作った要領書作った人は、この要領書通りにやってくれて言って、担当者に渡しているわけで、担当者はそれ見てやったと。で、そのチェックですね。
0:56:33	要するに要領書通りに物ができてる形ができてないからこういう羽目になるわけでしょ。
0:56:40	ね。多分もうね、これは明らかにそのチェックがおろそかになってたわけですよ。見るべき観点が抜けてた。
0:56:49	まずそうそういうことはさっきもそれをお話したから、このチェックを適切に実施するためにどういう今回手当をしてるんですかという。

0:57:02	改善プランの話をしてるんですよ。
0:57:30	MNF のトミナガです。ちょっとうまく答えられないんですけども、
0:57:35	ハセガワの言っているのは、要領書を作りました。
0:57:41	それにはチェック項目を入れてって、チェックをやらせてると。
0:57:45	だけどそのチェック結果がこのチェックの要領通りになってないんじゃないかと。
0:57:53	そういうご質問。全然違う。
0:57:59	要するにもうね、僕の話は、これ要領書作った人たちは誰か、品質保証部か。
0:58:11	具体的なものの名前言ってからやったほうがいい。
0:58:15	要領書を作った責任者は誰か。安全法務課のテラヤマです。安全法務課のもとで作っております。
0:58:27	安全法務課は、要領書を作ってやらせたと。
0:58:29	でやらせた結果について確認してきたのか。
0:58:40	要するに自分たちの要領書が適切なものであるかの検証というのが結果としてあらわれてくるはずでしょう。
0:58:50	それが設工認図書の成果品として現れてくるはずなんだよね。だから自分たちの要領書が完璧なものであればその要領書に従って作ったら、ちゃんとしたものが出てくるはずだから自分たちの要領書が適切なものかどうかについて、
0:59:07	どうチェックしてきたんだっていうそういう質問です。
0:59:20	ここがね、かなりおろそかになってたんじゃないんですかっていう。
0:59:26	その事実確認を知りたい。
0:59:34	ここからはだからね、こういう話は、今そちら側に座ってる人たちが素直になれるかどうかで、
0:59:43	自分たちじゃない人に対して改善こうさせるっていうのは簡単にいえるんだけど、自分たちのこれからの改善の話だからね。
0:59:55	こいつができるできないで、今回の話で全部随分変わってくるんですよ。
1:00:06	結局マネージメントが悪いところに、究極的には問題がある。
1:00:15	素直になった方がいいですよ。
1:00:19	そうすればまだね、話としては繋がるんだけど、このまま 6 日にやりますか。
1:00:31	その場でこんだけだったらもう認めちゃうことになるんです。
1:00:34	それはそれでいいんだけど、
1:00:38	いやだから別にさね駄目だったら駄目やってなかったやってないです。いいじゃないですか。
1:00:44	で心を入れ替えてこれからちゃんとやると言えば、それで済むんです。
1:00:49	MNF のヤマカワでございます。

1:00:53	今おっしゃられてるのは、その安全法務課で作った要領、それに基づいて作業してもらった、できたものをきちんと合致しているかっていうチェックをまずやってたんですかと。違う。
1:01:08	こういう質問だと。
1:01:11	究極的にはそのマニュアルは適切なものなのか。
1:01:20	トミナガです。
1:01:25	今要領を作ったということで、テラヤマの方が作ったということがあった場合には、この要領が適切なものに。
1:01:37	だから要領直しますって言うことは、今まで要領悪かったってことをまずね、自分たちがわかってるわけですね。
1:01:48	これすごいものだからもう話決まっちゃってるんだよ。
1:01:51	作った要領が要するに力量に合ったものでなかったんだよ。
1:01:57	いろんなのがあつたりないし見るべき視点とかそんなものがみんな上げられてなかったわけでしょ。
1:02:05	そういうのをね、もう1年2年ずっと見つけれられてこなかったんじゃないの。
1:02:13	MNF のヤマカワでございます。その通りでございます。作った要領が本当に適切だったのかというところを、
1:02:23	まだ十分確認できてなかった。だからチェックポイントが例えば抜けた状態の要領で、作業させてしまった。
1:02:32	いうところで、反省すべき点は、マネジメントの観点からいきますと、そういう要領書を放置してしまった要領書を改善するという仕組みをきちんと実行できなかったというところであるというふうに考えてございます。それはそれに、
1:02:50	やったのかやらなかったのかっていう、マルバツの問題なんですね、今マルバツをぼやかした。
1:02:59	MNF のヤマカワでございます。全くやらなかったというわけではございませんけど、要領書の見直しは、設工認の審査、進捗に応じて改善を図ってきたつもりではいるんですけれども、それでもやはり不足してた。
1:03:18	結果、今回のような事象に至ってしまっていると。分かりました。そうすると、なぜできなかったのかっていうところで、力量の問題がここにもあったんですかと。
1:03:37	MNF のヤマカワでございます。結果的にどういうことになってるかということはやはり、
1:03:46	要領書を作るという観点の力量についても不足してた。
1:03:51	いうことになるかと思えます。その手当はどうするんですかって言って、
1:03:57	今回御説明中の要するにその改善策については、どこに触れられているんですか。

1:04:15	いいですよ、ここ専門家チームにそのマニュアルの部分についても応援をお願いします。
1:04:22	ということになってれば、それはそれでいいのかもしれない。
1:04:31	規制庁小澤ですけれども、報告書の 12 ページに具体的に要領書に追加するその技術的内容の事例が書かれてるんじゃないですか。
1:04:41	そういうところをまず入れ込むってということなんだと思うんですけれども、出させていただきます、
1:04:49	こういうのをやっていく者は、専門家点検チームに今後頼っていくところなんでしょうか。
1:05:07	三菱原子燃料のテラヤマでございますが、今ほどのご指摘の通り、12 ページのところ、今回の分析の結果ですね、対策として本協議会ルールを明確にするというふうに書いてございます。この辺につきましては、
1:05:23	14 ページ以降、この一番下にあります設工認情報共有会議、こういうところでの申請書の記載ですね、そちらの方についても共通認識に立ってもらうために、そこで我々議論した上で、
1:05:41	その結果を要領書に反映するという事で考えてございます。
1:05:51	これ、
1:06:05	なんか、
1:06:09	また話がずれてきちゃったんだけど、
1:06:12	この情報共有会議というところにいる人たちはできるようにばらつきのある人たちがいるんじゃないですか。
1:06:20	その人たちでこれ構成されてるんじゃない。
1:06:23	当然そっからの引き上げ部分もあるんだけど、それは専門家点検チームがチェックをすると。
1:06:32	ということなんじゃないんですか。そうすると、この部分が足りてないのジャッジは、この専門家点検チームから指摘事項なんじゃないですか。
1:07:00	MNF のヤマカワでございます。
1:07:04	それで補正額ぐらいご指摘いただいた通りかと思えます。今回
1:07:11	専門家チームの立ち上げても、それで点検すると、こういうところできてないようです。
1:07:17	どこが不足してますよっていうのが多分出てくると我々考えてます。その結果をどう要領書に盛り込み、
1:07:26	それが不足してるからこういうふうには書き込むんだよ。
1:07:29	そういうネタは専門家チームから上がってきて、安全法務課の方で要領書の落とし込む。

1:07:35	そういう手順になるのかなというふうに考えてございます。
1:07:39	そのあとさ、今までさぼってきたというかさ、この安全法務課は、要するにチェックが甘かったわけですね。
1:07:50	でそれを専門家点検チームの知恵を拝借するまではいいんだけど、
1:07:59	今までだからそういうところに
1:08:03	要するにでしたら、ずっと
1:08:06	アクションを起こせなかった人たちですね、安全法務課は簡単に言うと、
1:08:14	この人たちがこれからアクションを起こせる保証はどこにある。
1:08:28	その人たちがわざわざ安全法務課がちゃんとやってることになります安全項目はみずからね、ここはだからもうすごい
1:08:36	簡単で最も難しい、みずからがきちっと反省して、姿勢を変えることがしか多分ないんだろうけどね。
1:08:48	ただしそれだけはやめて、今までちゃんとできてなかった、ちゃんとうまく回ってなかったとかだからそういうと、監視する人たちがね、必要になってくる、それは誰なの。品質保証部なの。
1:09:01	MNF のヤマカワでございます。
1:09:09	おっしゃられる通りで、
1:09:11	安全法務課の機能が十分働いてなかったということは反省すべきでね。
1:09:18	それをじゃあ誰がきちんと見ていくんだというのは、当然ながら安全品質保証部長である私ヤマカワであるというふうに考えてございます。
1:09:28	そこの管理をきちんとしていく
1:09:31	とことは重要だというふうに考えております。
1:09:36	そうするとさだんだんね、上流になってきたからってヤマカワさん今まで何やってた。
1:09:51	MNF のヤマカワでございます。
1:09:54	何をやってたかという
1:09:58	質問ですけれども、当然管理をしてた。で、全体を見回してたというところはございますけれども、
1:10:07	結果的にはやっぱり抜け落ちてしまってる。
1:10:10	要は、
1:10:12	今の要領書の話でいきますと、
1:10:15	要領書がきちんとしたものを改善できなかったという安全法務課の機能、
1:10:22	十分に管理できてなかったというところは反省すべきというふうに考えてございます。
1:10:28	きちんとリードして、今要領書を作り込んでいくというのをはっきりすると。



1:10:33	いうところの指導を強化していく。
1:10:37	いうふうに考えてございます。
1:10:39	大体そういうことになっちゃうんでね最後はね、結局ざるなところが多かったわけですよ。
1:10:49	すごい、これね、もう大体みんなすべての人が陥るパターンで、我々もみんなそうなんですけど。
1:10:57	なんか要領書を作ったり、実際やってるわけですね。それでは成果品として、品質は低いものの成果品ができる、これがPとDのところなんですな。
1:11:09	ただし、チェックを適切にチェックしてないから、いつまでたっても改善ができなくて、チェックをさボールねチェックを探るっていうのは、上に行けば行くほどチェックしないんで、
1:11:24	これも我々もみんなそうなんです。
1:11:28	多分そのチェックを、いずれにしろ、各段階で適切なチェックをするっていうのは、その適切なチェックは見るべき視点、ちゃんと力量を持ったものが適切な視点で、最善を尽くして部にするっていうことしか多分ないん。
1:11:49	だから、重要なのは見るべきね。
1:11:54	見るべき鑑定を見れるべき人間をきちんと据えることだよな。そしてその人が真面目に仕事をするのと、
1:12:02	いうところに最後尽きて、
1:12:05	少なくとも専門家点検チームというのはものすごく重要な役割を示し、果たさなければいけない。
1:12:14	いうことと、この安全法務課ば今までサボってた人をね、僕から言うときぼってた人っていうところに入るんだけど、
1:12:22	そういう、要はチェックがざるだった人、所を機能するようにする適切なアクションプランをつくれるようにしないという。
1:12:34	そしてヤマカワさんが、それらが適切にちゃんと機能して、みんな真面目にやってることを常日頃からちゃんと確認して、最終成果品が僕らが満足できるような品物であることをちゃんと
1:12:50	チェックすることっていう、そういうことだと思うんですけど、いかがですか。
1:13:02	ここ三菱原子燃料のヤマカワでございます。その通りかと思えます。
1:13:08	ね、ぜひ対応したいと思えます。この話をだから総合すると、割と簡単になってきて話がさらに三分で終わる話としては、そもそも実施しているところの力量に随分差がありましたと。っていうことでその力量の差によって、
1:13:28	相当なばらつきとか、チェック不足とか、そういう観点すらもわかっていないところからそれなりの力量ある、そういうばらつきがありましたと、そのばらつきに

	よって相当変なものが出ていたということで、正しいそれを一定のマニュアルのもとでやっていたものの、
1:13:47	そういうことを適切にチェックできなかった。
1:13:51	安全法務課が適切にチェックできなかったんですね、したんだけどできなかった。
1:13:58	ここの技術的なところ。
1:14:01	とかそういう部分について、力量がやっぱり不足していた部分があって、そこまでちゃんとできていなかった、その結果アクションに結びつくついていかなかった。よってその部分についても専門家点検チームに
1:14:17	含めてやっていきますと。
1:14:21	しっかりしたマニュアルを作ること、それから力量の差分については情報共有会議とか、専門家の知見を踏まえて、平準化を図っていきますと、それを安全法務課がマニュアル化
1:14:38	してやっていきますと。
1:14:43	で、それが安全法務課がそういったことをちゃんと適切にやってるかどうか、これまでこちもちょっと誰だった安全品質保証部がしっかり
1:14:56	やってることを見ていきますと、
1:14:59	いう、そんな説明ですかね。
1:15:10	その通りでございます。
1:15:13	そうすると総点検チームとかいないよね。
1:15:17	ならない会議体がいろいろでてきた。
1:15:31	今の話でさ俺、14 ページの
1:15:36	体制図見ながら、しゃべったんだけど体制図に出てこない人がたくさんいる。
1:15:50	だからこの品質確認委員会だとか総点検チームとかさ。
1:15:57	安全品質保証、ここは保証部の下で安全品質保証課とかっていうのもさ、
1:16:04	ね、あんまりこの人たちが活躍しないんですね。
1:16:09	いや社としてのあれはあるかもしれないけど、この設工認の話としては、
1:16:15	登場人物でない。
1:16:25	そういうこと。MNF のヤマカワでございますが、初めのところがよく理解できなかったんですけども、総点検チームはいらないんじゃないかという、いやとか言いますが、それで一方で、
1:16:45	総点検チームというのは、
1:16:49	何するとかわかんないし、
1:16:55	僕はざっくり言うと中には登場人物でない。
1:17:00	この人は何をするのか。

1:17:05	MNF のヤマカワでございます。総点検チームの役割としましては、
1:17:14	今回 6 次申請で 1 万ページぐらいにおよんでいます。
1:17:18	専門家のチームで頭から読んでるんですけども、
1:17:23	形式的に確認できるような整合性の確認ですね。
1:17:29	機器名称が頭からけつまで同じものが全部使われてるか。
1:17:34	いうところとかですね。
1:17:36	頭で書いた設計番号が後ろのちゃんとした星取表で全部反映できてるかという。
1:17:42	そういう形式的なところは、そちらの総点検チームで分担して、チェックを測ろう専門化チームは先ほどらい出てますけれども、
1:17:53	技術的な面も踏まえまして、許認可資料としてあるべき姿の申請書になってるかと。
1:18:01	いうところをチェックしていくという形でちょっと役割分担をして、わかりますかチェックしようかなというふうに考えてございます。話し合う話はわかりました。この総点検チームっていうのは、どういう力量の人なのか。
1:18:20	専門家チームと同じぐらい力量を持ってないとできない。
1:18:33	三菱原子燃料のヤマカワでございます。専門家というのはそれなりに当然ながら力量が要ると。
1:18:39	当点検チームにつきましては、そこまで高いレベルは必要ないのかなというふうに考えてございます。要は見るべきポイントをきちんと
1:18:48	押さえて、教育すれば、その目でチェックをしてくださいと。
1:18:54	いうふうになるのかなというふうに考えておるんですけども。まさにみずから言ったじゃないですか、見るべきポイントを押さえてチェックすると、だからその見るべきポイントというのは誰が教えるのか。
1:19:10	その見るべきポイントは誰が設定するんですかという、それで行くと安全法務課と。はい。
1:19:18	でも安全法務課はいろいろ知らないんで、
1:19:24	俺だったらミスっちゃった人たちにきかないよ。
1:19:31	またミスっちゃう。
1:19:39	いや、皆さんでやれば、これはね、大事な構図が安全法務課の総点検ね、専門家点検チームという、この構図が次に大事なんですよ。
1:19:53	こっちがすべてを決めると。
1:19:59	質も量もいろんなものが全部ここで決まっちゃうから、何かちょっと一応言ってるんだけど、大丈夫、大丈夫だったらいいんだけど、大丈夫なことは結果見ればわかるから。

1:20:13	そういう認識でいいんですよね。
1:20:23	三菱原子燃料のヤマカワでございます。
1:20:28	今ご指摘していただいた通りに、
1:20:31	申請書の記述を決めてるのは、その安全法務課、チェックチームがしっかり担 っていくと。
1:20:42	いうふうに考えてございます。
1:20:45	なので、そうするとさ、2、3分で説明できるね、今みたいな説明してもらったら いい、いいんだと思いますよ。
1:20:56	だからこんなに何十枚も資料作ってるんだけど、結局最後、
1:21:03	今ここで5分、10分で話したような話に多分帰結しているので、そういうことを 話して具体的な内容っていうのが、こういう資料中のこういうところに、それ が、
1:21:19	具体的に書いてありますという、そういった観点で説明をしてもらうのかな。た だもう1回多分今日のね、議論なり確認、確認してだんだんわかってきたんで すけど、みずからも多分消化してもらったほうがいいと思います。
1:21:37	何となく言われてはそうかなとか、部分とかって思って、違いますとなかなか言 えないんでしょうから、一度消化してもらったほうがいいと思いますけど。
1:21:50	MNF のヤマカワでございます。ただいまのご指摘踏まえまして、十分ちょっと よく噛み砕いてですね、我々も考えていきたいと思います。
1:22:15	はい、原子力規制庁ナガイです。今の点についてはそういうことで消化をする ということで、
1:22:26	進めていただければと思いますけど、それ以外にですね、2点でも大きく3点 ですね、確認。
1:22:35	事項があります。1点目なんですけれども、この資料に関連して全体に見通し て確認してるんですが、これ、例えば11ページのですね、過去のコメント分析 から、
1:22:51	原因と対策を皆さん検討しているんですが、5次申請まではどちらかというと、 その静的機器といいますかね、が中心。
1:23:04	で、5次の時に途中で6次に先送りした機能性能に係るインターロックである とか、そういう動的な確認てあまり行われてこなかったんですけど、この6次 申請にはそういう機能性能に係る
1:23:22	申請、安全機能がたくさんあるんですが、そこでのものに対する予防する未 然防止はどういうふう考えられているんでしょうか。この対策の中で、
1:23:37	確実になるんでしょうか。

1:23:59	三菱原子燃料のヤマカワでございます。今ご指摘いただいたのは、インタロックのたぐいの動的性能のですね。
1:24:10	6 次の申請でかなり登場します。
1:24:15	一方で、5 次申請でも我々6 フッ化ウランの閉じ込めに関するインタロックを出しまして、
1:24:24	ハードの部分については、5 次の中で認可された機能性能については6 次で審査していただくという形をとってございます。ただ、5 次の審査の中でも、規制庁の方から機能性能の考え方ですね。
1:24:41	要は守るべき値は何なのか。
1:24:45	それに対してインタロックを設置するのであれば、どういうところにインタロック設定上、
1:24:51	扱いを持っていくのか。
1:24:52	さらにインタロックセット値ですか、セット値はどういうところに設定するのかという、守るべき値に対してどういうふうにインタロックの設定値を設定するんだと、
1:25:03	いうところの考え方の整理ですね、これをもう一度きちんとして、6 次の申請書の中にも、
1:25:09	反映されてい一体というふうに考えてございます。
1:25:15	はい。原子力規制庁のナガイです。今みたいなものを議論は議論といいますかね事実確認は5 次の申請の中でしてきたところなので、こうい
1:25:27	今回特に
1:25:30	設計基準事故に対するインタロックであるとかも含まれています。重要な、これまで以上に重要な機器があるのでそのところも確実にしていく。
1:25:42	仕組みができていないか、よく点検が必要だと思います。特に今いろんなキーワードがあって、許可でやっぱり約束したいろんな制限値、核的熱的制限値であるとか、あとは、
1:25:58	このインタロックの設定値それから今セット値と言われてましたけど、認可を受けようとするのが何なのかと。で、あとは添付で説明すればいいものが何かというその関連でもよく今
1:26:14	これまでですね、これまで本日この前に議論したとか、事実確認した
1:26:22	点も踏まえてですね、確実な申請書になる仕組みを作っていたいただければと思います。
1:26:29	それがまず一つ目です。
1:26:33	で、そうなるかっていうのも点検に含めてくださいってということですね。
1:26:40	今聞いただけなんですけど、それからですね、もう1 点なんですけど、

1:26:48	どっかで核燃料取扱主任者の会議があるんですけれども、といいますかどうのようになってるんでしょうか。
1:26:59	申請書作成段階でどういう関与しているのか、ご説明お願いします。
1:27:10	三菱原子燃料のテラヤマです。核燃料取扱主任者の役割でございますけれども、その申請前の段階で一応申請書のチェックいたしまして、
1:27:26	内容に不備がないかどうかの確認をすることとなっております。
1:27:35	はい。原子力規制庁ナガイです。今のがいいか悪いかっていうのはあるんですけど、設計の今回の設工認の申請書、従来からついてるんですけど、
1:27:50	申請書の 682
1:27:53	ページにですね、設工認申請のプロセスがありまして、その中には、核燃料安全専門部会のレビューと安全性委員会の審議を受けて委員会に申請したとあるんですが、
1:28:10	こういう中での関与はどのようになってるんでしょうか。
1:28:17	三菱原子燃料テラヤマです。ご指摘ございました通り、核燃料専門部会は核燃料取扱主任者が主催してですね、申請書の中身をチェックしますということでございますので、その核燃料取扱主任者の確認、
1:28:35	承認されたものにつきましては、次の安全性委員会に諮るということになっております。
1:28:43	はい、原子力規制庁ナガイですから今日の対策の中になんか、そこら辺のといえますかね、設工認申請書に記載したプロセスが何か出てきてないので、その辺も確認事項として、
1:28:59	進める必要があると思いますけれども、
1:29:03	ということですね。事実確認だけ、ちょっと不明な点で確認しましたけれども、
1:29:10	資料で確認できなかった点として確認をさせていただきました。で、もう 1 点、最後にですね、確認したい。
1:29:21	ですけれども、
1:29:27	資料の 14 ページの
1:29:29	中で、一番を元になる作成部門ですね、今回、それから従来からあるんですが、各部設備機器がグループが転換成型組立から始まって電気グループまで、
1:29:46	建物構築物が建物グループということで、大きく二つに、設備機器と建物構築物に分かれているんですけれども、こちらの
1:30:00	違いといいますかね、何か要領書とか、今ずっと話してきた要領とかで何か違いがあれば説明
1:30:10	いただけますでしょうか。

1:30:21	三菱原子燃料テラヤマでございます。特に違いがございません。
1:30:30	原子力規制庁ナガイです。なぜ聞いたかっていうと、建物構築物に求められる安全機能と設備機器に求められる安全機能ってかなり違う部分が、
1:30:46	あると思うんですけれども、同じ要領を使って、チェックをかけていく、もしくは作成するということ。
1:30:56	为什么呢か。
1:31:01	三菱原子燃料テラヤマですね、建物も設備も同じ要領を使っています。
1:31:10	原子力規制庁ナガイです。
1:31:15	何て言いますかね、先ほど静的ないわゆる構造強度に関わる部分と機能性能に係る部分が確認の違いもありましたけれども、施設に求められる安全機能の違いも、
1:31:32	ですね、違いがあるなら説明していただければと思いましたが、一応同じということで、
1:31:39	確認しました。私の方から以上です。
1:31:57	はい、それでは一応今日は我々の方で確認したかった点は以上になりますけれども、
1:32:05	今日事業者の方から何か確認
1:32:09	追加で説明するようなことがあればお願いします。
1:32:18	三菱原子燃料テラヤマです。こちらからは特にございません。
1:32:25	はい、原子力規制庁ナガイです。それでは今日の設工認のヒアリングとですね面談は以上になります。お疲れ様でした。